

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

|                 |                                   |       |              |          |
|-----------------|-----------------------------------|-------|--------------|----------|
| 会議年月日           | 令和5年5月30日(火)                      |       |              |          |
| 会議時間            | 開会                                | 午前10時 | 閉会           | 午前11時08分 |
| 場 所             | 第2委員会室                            |       |              |          |
| 出席委員            | 委員長 小野寺 道 雄                       |       | 副委員長 佐 藤 敬一郎 |          |
|                 | 委 員 齋 藤 禎 弘                       |       | 委 員 岩 渕 典 仁  |          |
|                 | 委 員 岡 田 もとみ                       |       | 委 員 小 山 雄 幸  |          |
|                 | 委 員 千 田 恭 平                       |       |              |          |
| 遅 刻             | 遅 刻 なし                            |       |              |          |
| 早 退             | 早 退 なし                            |       |              |          |
| 欠席委員            | 欠 席 なし                            |       |              |          |
| 事務局職員           | 伊藤主任主事                            |       |              |          |
| 紹介議員            | なし                                |       |              |          |
| 出席説明員           | 商工労働部長、小野寺工業労政課長 ほか2名             |       |              |          |
| 参考人             | なし                                |       |              |          |
| 本日の会議に<br>付した事件 | 所管事務調査<br>・均衡ある働く場の確保について<br>・その他 |       |              |          |
| 議事の経過           | 別紙のとおり                            |       |              |          |

# 産業建設常任委員会記録

令和5年5月30日

( 午前10時 開会 )

委員長 : おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

本日の調査に当たり、当局から商工労働部長の出席を求めました。

所管事務調査を始めます。

初めに、均衡ある働く場の確保についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

今野商工労働部長。

商工労働部長 : お疲れさまでございます。

本日は均衡ある働く場の確保について、説明をしたいと申し上げたところ、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は均衡ある働く場の確保につきまして、内容は2点、説明をさせていただきたいと思っております。

1点目は、本年2月にも説明をさせていただいておりますが、新産業用地整備計画の案についてでございます。

その後計画の進捗がございましたので、それについて説明をさせていただきます。

もう1点につきましては、学校跡地の産業用地の利用について説明をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、担当する小野寺工業労政課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

委員長 : 小野寺工業労政課長。

工業労政課長 : 私から資料の説明をさせていただきます。

資料につきましては、2枚資料がございまして図面を一つ添付してございます。

最初に資料のほうから説明させていただきます。

当市では今後、人口減少が見込まれる中におきまして、市内の活力を維持していくためには、女性や若者が活躍できる社会の実現が必要であると考えております。

女性や若者が活躍できる場を増やし、転出を減らし転入を増やす取組を進めていくことが重要と捉えているところであります。

また、若者などの傾向といたしまして、仕事以外のプライベートな時間を確保できるということも働く場の選択に求める傾向にあります。

このことから、できるだけ現在居住しているところから近い場所で働くことができるよう市内全域に働く場所を増やす取組を進めていこうとしているところであります。

本日はこの取組について、産業用地の整備といった観点から現状について報告させていただきます。

資料のほうですが、初めに、1の新産業用地の整備についてでございます。

(1)の背景、経過でございますが、こちらは本年2月3日に開催されました産業建設常任委員会において説明いたしました内容でございますが、改めて記載させていただいております。

一関市内には工業団地が28か所、流通団地が1か所、計29か所、分譲面積204ヘクタールの産業用地を保有しております。

令和3年度末までに分譲や貸付けが完了いたしましたことから、現在企業に提案できる用地がない状況となっております。

市といたしましては、産業用地の確保に向け真柴地区産業用地の整備、一関東第二工業団地の拡張整備と併せまして、新たな産業用地の適地調査を行い、令和4年度までに整備候補地を1か所に絞り込んだところでございます。

今般、この候補地の所有者の方々から、調査することについての承諾を得ましたことから、本日、より詳細な候補地の情報について報告させていただきます。

(2)の候補地の概要でございます。

事業用地の規模でございますが、事業用地面積が約26ヘクタール。

ここを整備いたしまして分譲予定面積を約10ヘクタールと見込みました。

場所につきましては、東北自動車道一関インターチェンジから約4.5キロメートルの距離に位置いたします、萩荘字越河及び長根地内を候補地といたしました。

なお、この整備候補地の所有者でございますが、市の土地もございまして、一関市のほか7名の所有者がおります。

地目は主に山林となっておりますがそのほかに、原野、田、ため池などの地目もございます。

図面のほうですが3ページ目に候補地の図面を添付してございます。

御覧いただきたいと思っております。

整備候補地の位置でございますが、図面の右側を御覧いただきますと、一関インターチェンジがおります。

こちらから国道342号を巖美地区のほうに進みまして、旧かんぼの宿、現在の亀の井ホテルですが、それからその近くのコンビニエンスストアセブンイレブンがおります。

こちらの交差点を左折いたしまして、鈴振の橋を渡ってその奥にいわて平泉農業協同組合のライスセンターがおりますが、こちらの南側になり、県道に面した土地でございます。

図面のほうでは赤い丸で囲んでいるところが候補地の場所ということになります。

それでは資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

資料1ページの(3)令和5年度の取組状況、今後の見通しについてでございますが、これまで当該候補地が産業用地の適地調査を行うため、市の所有地以外の7名の地権者の方と連絡を取り、候補地への立入りの承諾をいただいたところでございます。

本年2月の産業建設常任委員会で整備スケジュールについて説明いたしておりましたが、立入りについて承諾をいただきましたので、整備スケジュールについて少し前倒しして更新いたしました。

整備スケジュールの表を御覧いただきたいと思いますが、黒い矢印で示したものが2月の産業建設常任委員会で示した整備スケジュールでございます。

その下に白い矢印でちょっと早めのようなスケジュールがございますが、これが今回前倒しして更新したスケジュールとなります。

左側に整備スケジュールの項目を記載しておりますが、上の地権者協議から五つ下の用地測量までは期間短縮に努めることといたし、それからその下の不動産鑑定評価から、一番下の分譲・貸付では、前倒しして早期整備を図ろうとする計画といたしました。

産業用地の整備を進めながら企業誘致活動も並行して行い、整備された用地から一部分譲を開始するなど、早期に活用できるように努めてまいります。

2ページを御覧いただきたいと思います。

2の市内全域で働く場を増やす取組みについてでございます。

(1)の新産業用地整備の検討にあたり見えてきた課題を御紹介いたします。

ただいま説明いたしました新産業用地の整備に当たり、産業用地の分譲価格につきましては、一般的に整備に要した経費を基礎とし、近隣の工業団地の分譲価格や固定資産税評価額等を考慮して決定することとしております。

一関市は平地が少なく、産業用地を整備する際は山林を造成することが多く、平地での整備と比較し、造成費用が高くなる傾向がございます。

そうした中におきましても、一関地域では新幹線が停車するJR一ノ関駅があることや、物流の要である東北自動車道一関インターチェンジがあることなど、アクセス面での優位性があることから、一般的な方法で決定した分譲価格でも売却できることが見込まれると考えられます。

一方で、一関地域以外の他の7地域につきましては、アクセスの利便性や周辺地価を考慮した場合、分譲価格を低く設定しなければ売却につながらないことが予想され、新たに産業用地を整備しても、その整備費用が回収できない可能性が高いという課題が見えてきたところであります。

このような課題を踏まえまして、(2)当面の取組でございますが、各地域の利便性のよい場所に位置する学校跡地を産業用地として地域の振興に資するものとして活用したいと考えたところであります。

産業用地の整備を進めつつ、閉校した学校跡地やその敷地など未利用となっている市有財産を、産業施設や産業用地として活用し、企業の立地を進めてまいりたいと考えております。

また、貸付けに当たりまして、貸付料についてですが、これまで一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例により市立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産は、民間事業者に対し、雇用の創出、産業の振興、福祉の増進などによる場合には減額貸付けができることとしておりましたが、この場合におきましても土地利用のみは対象ではなく、土地と建物を一括で利用する場合に減額貸付けできる要件となっております。

こうしたことから、問合せはありますが閉校校舎の建物の利活用が図られてこなかったところであります。

今後につきましては、学校跡地を産業用地として転用し、土地のみの貸付けの場合も減額貸付けできるようにすること。

現在、市が造成いたしました産業用地の貸付けの貸付料につきましては、分譲価格の2%としておりますが、学校跡地を転用して活用する産業用地につきましては、この2%よりも低い固定資産税の税率に相当する率をかけた額と、要件を緩和し、閉校校舎等の利活用を促進していくこととしております。

なお、この学校跡地を産業用地として利活用を図っていくための条例等の所要の改正につきましては、令和5年市議会定例会6月通常会議にて提案させていただく予定としております。

最後に3番でございますが、現在進めております産業用地の進捗状況について報告させていただきます。

(1)の真柴地区産業用地につきましては昨年度株式会社プレステージ・インターナショナルに貸付けいたしまして令和6年度の岩手BPOセンターの開設に向け、プレステージ・インターナショナルにおきまして、建築工事を実施しているところでございます。

南光病院跡地につきましては現在、このプレステージ・インターナショナルに貸付けしております土地ほか、北側になりますが、旧南光病院跡地、建物が残っているところがありましたが、こちらのほうにつきましては現在、岩手県医療局が解体工事を行っておりまして、今年9月に解体が終わる予定となっております。

その後、当市のほうでこの解体した跡地を取得する予定としております。

それから(2)の一関東第二工業団地の進捗でございますが、予定といたしまして分譲面積を3.5ヘクタールほどの拡張整備を行っておりますが、4月末時点の事業進捗率はおおよそ45%となっております。令和5年12月から引き渡し開始予定の見込みでございます。

現在12月から分譲できるというような見込みの中で、分譲の申込みにつきましても受付を開始しているところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

委員長：ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

岡田委員。

岡田委員：それでは新産業用地のほうですけれども、事業用地の面積が26ヘクタールで、分譲予定面積が10ヘクタールということは、その差引きの16ヘクタールが市有地だということと理解していいのか、ひとつ伺いたいと思います。

それから面積ですけれども、用地に大体何社くらいの事業所が入れるように区画整理をしていくかというのを伺いたいと思います。

あと学校跡地の関係の産業用地に転用していくという件ですけれども、学校跡地の利

活用については、地元住民との協議というのが進められてきていると思うのですが、産業用地になるというところが何か所か問合せがあるということなのですが、何か所産業用地として考えているのか、旧町村でいうと具体的に学校名とか、小中学校名が分かれば伺いたいですし、その地元住民との協議というのがどのように進められているのか、お伺いしたいと思います。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：新産業用地についてでございますが、事業用地面積26ヘクタールのうち分譲予定が10ヘクタールということでございますが、こちらのほうにつきましては整備した中で、のり面と、分譲用地として使えない分を現時点での計画として見込んだ場合、平場が10ヘクタールぐらいというようなことで考えております。

なお、一関市の土地については10ヘクタールほどございますが、どちらかという和一関市の土地のほうが、ちょっと勾配がきついといいますか、急な土地ということになっておりますので、そちらのほうが残る可能性が高いと考えており、それから10ヘクタールを整備してどれぐらいの区画にするかということでございますが、現時点でまだはっきりとした区画数を決めているところではございませんが、これまでの立地状況から見ますと、大体1社2ヘクタールぐらいから4ヘクタールぐらいというような形になるのかなと思っております。

立地する事業所の事業内容によってその辺のぶれといいますか、範囲はあるかなと思っておりますので、数区画というような形で考えております。

それから、学校跡地の利活用につきましてですが、現在何点か問合せはいただいているところであります。

問合せにつきましては新聞等で見た中で、学校用地を利活用するという意向があるというようなことでお問合せをいただいているところでありますが、その中で具体的にこの学校をこうしたいというようなところにつきましてはあまりなくて、現時点で1か所具体的な利用等について問合せをいただいているというところはあります。

このところにつきましてはまだ計画がまだ固まっていないというようなところがございますので、今後貸付料等について、6月通常会議で承認いただいて、貸付料を示せるようになりましたならば、改めて問合せのありました事業者の方とお話ししまして計画を詰め、その後地元住民等の協議というような手順で考えております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：具体的に問合せが来ているのは1か所だということで、担当課として、この転用を考えているのも1か所だということで理解していいのか、地元住民等はこういう問合せがあるというのはまだお知らせしていないということで、決まってから住民にお知らせすると、今の説明だとそういう形になるということなのですが、それでいいのかどうかというのはちょっと問題かなと思うのですが、住民の利活用の要望というのはその地域で把握しているのかお伺いしたいと思います。

それから真柴地区の産業用地の関係ですけれども、今解体している部分は全体の面積の北側の話だと思っておりますけれども、解体後に引き渡しということで、その部分がこれから市として買うことになると思っておりますが、大体幾らくらいを想定しているのかお伺いしたいと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：1点目については私のほうから、2点目については工業労政課長のほうから答弁をさせていただきます。

まず産業用地について、現時点で1か所転用を見込んでいるかというようなお問合せでございますが、基本的には今回学校跡地等ということで学校跡地の全部、それから市立幼稚園、それから市の保育園、この廃止になった部分を産業用地に転用できるというようなことを市として方針を決定したいということで今、協議を進めているところでありますから、その産業用地として転用する数は、条件のよいところをまずピックアップして、企業さんのほうに見ていただけるようにPRしていきたいという考えです。

そこで企業のほうで使いたいという場合について、転用の手続を進めるということでもありますから1か所ということではなくて、基本的には今使っていない未利用の学校跡地、幼稚園保育園も含めて全てというように考えているところであります。

それから住民の方々との協議のお話でございますが、基本的には企業との協議を進めながら地元の方々には説明をしていきたいというように考えております。

総体的には市長が新年賀詞交歓会のときに、このお話を始めて皆様方に説明をさせていただいたというように理解していますが、3月から4月にかけて行われた行政区長会議の中で、市長が自ら学校跡地を産業用地、産業利用をしていきたいというようなお話を説明させていただいているところであります。

その中では異論があったわけではないというようなことは聞いておりますけれども、ただ、現在グラウンドを地元住民の方が使っているとか、屋内体育館を一部使っているとかそういった現状はあるというようなことで、その調整は必要だというようには考えているところであります。

2点目については課長から答弁します。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：現在解体しております旧南光病院跡地の取得見込みですけれども、1億5360万円ほどを見込んでおります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：まずは今回の今後の見通しでスケジュールがあるわけですけれども、前回の説明よりも早い段階から交渉ができる部分があるかと思うのですが、最終的にはこのスケジュールだと令和9年の分譲・貸付というようになっているわけですけれども、前倒しをして

いる分、分譲・貸付の時期が、例えばこのスケジュールでいうと令和8年度末とか、そういった方向にスピード感を持って取り組むことができないのかどうかをお尋ねいたします。

あと2点目は、これのスケジュールの中にも書いてありますが全体のこれを通した概算で構いませんが予算としてはどのぐらいの見込みをされているのかどうかをお尋ねします。

それと、あとは今後の活動の中で学校の跡地活用があるということですが、この前提となる考え方として興味ある立地はすごく各地域、比較的よいところに立地されていると思うのですが、そのところに企業誘致をするに当たって、学校のその校舎を利活用するのか、それとも解体をするかというところがあるかと思いますが、この文章を見ていくと、解体をしていくことがベースになっているように読み取れたりもするのですが、その前提となるものとしては校舎をそのまま活用するというのも視野に入れているのか、それとも更地にして分譲してもらうということを考えているのか、その辺の考え方をお知らせしていただければと思います。

それと最終的にそれが固定資産税の税率に相当する率ということで、2%よりも減額するということですが、大体何%で貸付けをするということになるのかどうか、以上4点についてお尋ねします。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：まず1点目のスケジュールについてでございますが、造成完了が令和9年度というようなスケジュールでございますが、計画といたしましては、全部が完成する前に一部でも引き渡しを受けながら、分譲できる分については進めていきたいというように考えておりますので、令和8年頃から分譲開始ができるようにしたいと考えているところでございます。

それから2点目ですけれども、現時点ではまだまだ概算での事業費規模というようなこととなりますが、27億円ほどというようなところで現時点では見込んでいるところでございます。

それから3点目の学校跡地の利活用について校舎の解体の件でございますが、現時点におきましては校舎をそのまま活用できるような考えの中で立地を進めてまいりたいというようには考えているところでございます。

ただ、企業側の要望といたしましてはやはり更地の要望が多いというようなこともありますので、交渉の中において更地が条件というようなところが出てきた場合は、そのときに、また解体費用等も考慮しながら検討していくことになるかと思っております。

それから貸付料でございますが現在、産業用地につきましては市のほうで造成をいたしまして分譲しているというようなことになっておりまして、現在規則で2%としておりますが、学校の土地を転用して、産業用地として払う場合の貸付率につきましては固定資産税相当額ということで、1.4%を想定しているところでございます。

委員長：千田委員。

千田委員：学校跡地の件ですけれども、この3月でしたか、私の地元の千厩小学校の跡地利用ということで、地域の自治会長さんたちから利活用についての意見を求めるというようなことがありまして、それで集まって様々な意見が出て、それを集約して、千厩まちづくり協議会だったかと思いますが、そこが取りまとめて、恐らく市のほうに出したのではないかと思うのだけれども、その地元の意向をまとめた結果、様々な意見が出ましたけれども、この意見が出たよということで、それはこれから市が進めようとする条例の改正、それから企業に貸したいという、それから私が今お話しした3月の地元の意見をまとめるということが若干矛盾するというか、そんな気もちよつとしたところなのですが、その地元の意見を取りまとめた目的、それからこれから進めようとする企業に貸し付けるという進め方と、その整合性についてはどのようにお考えなのかまず、お尋ねしたいと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：今まで、学校跡地等の利用についての優先順位ということで教育委員会のほうから示していたと思います。

優先順位の第1につきましては市が直接利用するということ。

それからそれが無い場合は地元の方々と協議して、地元の利用をしていただく協議を進めると、それでもない場合は、民間での活用を検討していくというような3段階のことで説明をさせていただいておりました。

産業用地としての利用はどこに入るのかということですが、基本的には1番の市が直接利用というような考えであります。

整合性というお話でしたけれども、ここにちよつとタイムラグがあったということでもありますし、我々が商工労働部として全部の学校跡地を抱えて、これを産業用地に全部するのだというようなことだと、正直我々としてもこれを全部セールスして歩くということは非常に困難というように考えております。

ですから地元の方々に利用をしていただくのと並行しながら企業にも見ていただくというようなことをしたいと考えているところであります。

今未利用になっているところは、窓口は教育委員会のほうになりますけれども、そちらのほうでの利用をしていただきながら、ただ条件付きで企業に利用していただける場合は、それを説明申し上げて、企業さんに使っていただくということを考えています。

それから、企業がどれだけの面積規模が欲しいかというのは現時点で分かりませんが、その屋内体育館が欲しいのか校舎が欲しいのか、あるいはグラウンドの一部を利用するのかというところは、それぞれのオーダーによって違ってくるかと思っておりますので地元の方々の利用調整というの、あるいは出てくる可能性があるかと思っております。

これはそれぞれ我々が企業とお話ししていく中で、調整していければいいと考えております。

また、学校跡地等の利用につきましては地元の雇用が増えるということになるか考えておまして、地域の活性化につながるものというように考えておりますので、その辺も含めて説明をさせていただきたいと思っております。

委員長　：千田委員。

千田委員：今の説明を聞いて、そういうことなのかという感触というか、そういう感想だったのですけれども、私は当初は1番目が市の利用ということで、その市の利用については、たしかその3月に地元の意向調査をする前に支所内で、各担当の職員とあるいは部署の方から市としての利活用がないかというような調査をして、そしてなかったということで第2番目の地元の利用に移ったというように理解していました。

ところが今の商工労働部長のお話を聞くと、今回は1番目の市の利用というところの位置づけだということで、言ってみれば、大きな方針の転換なのかなと思います。

そのよしあしは別として、それは今お話を聞く限りでは、長い間地元でも使いたいという要望があるのだけれども、それを現実に裏づけるものとしてのお金がないのです。

電気とかガスとか水道とか、そういったものを自分たちで負担してくださいというのが前提になるということを知っていますので、使いたいけれどもお金がないので実際は使えないというのが地元の感想なのです。

ですから、これは今回大きな方針転換で、今言ったように条例を改正してこういった形で企業が使いやすいような形での利活用ということで方針を変更したという捉え方でよろしいでしょうか。

委員長　：今野商工労働部長。

商工労働部長：この学校跡地の産業用地として用途の変更をする場合につきましては、あくまで貸付けという前提でございます。

これは普通財産になりますけれども、産業用地として利用する普通財産を商工労働部が管理して、これを企業に貸付けするという目的について市が直接利用するというようなことで第1優先順位という方向転換ということになります。

ただ、地元の方々と協議を進めている学校跡地等がある場合につきましては、それは教育委員会と協議して、産業用地の候補地から除外するというようなことは当然あるということでありまして、現にこれを住民が利用しているにもかかわらず、それを転用するというところまでは商工労働部としては考えていないところであります。

あくまで現在未利用あるいは校舎がある程度使える状態のもの、これらのものをピックアップしてリスト化して候補としたいというように考えているところであります。

それから、ちょっと話が戻りますけれども、市としては学校跡地、学校という場所、それについてはそれぞれ地域の利便性の高い位置でございますし、シンボリックなところであります。

それぞれ住民の方々の思い出の多い場所になりますから、これを売却するという方向は市では考えていません。

貸付けして有効に使っていただくということで、いずれそれは企業から返していただくというような前提で、売却をしないと。

その代わりに、今まで貸していたものよりも安くお貸ししたいというような考えでござ

います。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：産業用地の整備の背景なのですが、令和3年度末時点で全部貸付完了、分譲・貸付が完了しているとあるのですが、去年だったか上油田第二工業団地に株式会社サンコーゴムが進出しましたけれども、令和3年度末で分譲・貸付が完了しているというのとそれと合わないのですが、ちょっとそこをどうだったのかお聞きしたいのと、あと今、産業用地が分譲・貸付できる場所がないという状況なのですから、なぜそこまで進出が進んだのかというその背景をどのように捉えられているのかそこをお聞かせください。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：花泉地域の上油田第二工業団地に進出いたしました株式会社サンコーゴムにつきましては、令和3年度中に売却は整っていたというようなことでございますので、令和3年度でなくなったという位置づけでございます。

このときに、もう一つ川崎地域に大久保工業団地というところが1か所残っておりますが、こちらも令和3年度に売却ということで、令和3年度で残っていたのが全てなくなったというような状況でございます。

これまで、令和元年度までは一関第二工業団地のほうにも区画が残っていたのですが、その後一関第二工業団地のほうが売れまして、その後残っていた大久保工業団地、上油田工業団地も翌年度に売れたというようなことでございます。

この間、問合せは何件か受けておりましたし、現在におきましても企業からの問合せはあるということでございますので、ここ数年活発化していると捉えているところでございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：全部埋まっている状況というのは、売却なり貸付けが産業用地に対して全部埋まったその要因をどのように把握されているか答弁がなかったもので、ここまで何で人気が出たのかとか、全部売れたというか、その理由をどのように捉えられているかお聞きします。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：要因と言いますか、一関市自体のポテンシャルといいますかアクセス面での利便性の一関インターチェンジが近いですとか、それから東北新幹線の駅もあるといったところでの元々の優位性はあったというように考えているところでございます。

そういった点で一関市への立地という問合せが多くありまして、それが令和元年、令和2年、令和3年ですかそういったところで急に進出が多くなり、残っていた数か所も埋まってしまったというように考えているところですので、企業から見て一関市の立地

といった面でもよかったというように捉えているところでありますし、あとは大久保工業団地は立地ではなくて大久保工業団地は2か所区画がございますが、1か所元々入ってありました企業が拡張するというようなことで、もう1か所を購入したところでございます。

それから上油田第二工業団地につきましては、一関市内に関連会社と申しますか、納入先の企業がいらっしやいまして、そういった観点から一関市のほうを検討して売却に至ったということでございますので、近年、生産の拡大が進んでいるというようなところも要因の一つと考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：地権者が7名、ほか市所有ということで所有者の割合というか、市と民間の方の割合がどのようになっているのか。

それから、地権者の測量調査等の立入許可をいただいたということは、ある程度売ってもらえるというか、そういう前提に立ってこのスケジュールが出ているものなのかどうなのかをお聞きします。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：今回の面積でございますが、26ヘクタールほどというような面積でございます。

このうち市の土地につきましては、10.4ヘクタールほどという部分が市の土地でございまして、そのほかは個人の方7人の所有というようになりますので、半分まではいかないですけれども、一番多いのは市の面積というところになっております。

それから、所有者の方と協議した中での感触でございますが、おおむね産業用地に使うということにつきましては、同意を得ていただいておりますので、立入りの承諾をいただいたところでありますが、こちらのほうにつきましても将来の売却を見据えた中で、立入りの承諾を得たというように捉えているところであります。

委員長：小山委員。

小山委員：市の分が10.4ヘクタールあるのだけれども、その地目は何になっていますか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：市の所有でございますが大部分は山林で、先ほど10.4ヘクタールほどと申しましたが、そのうちの10.3ヘクタールほどは山林、それから面積で申し上げますが、1147平方メートルがため池という地目になってございます。

市の部分としてはそのような内訳でございます。

委員長：小山委員。

小山委員：そのため池ですけれども、それは農業用とかそういうものに支障はないのですか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：現在のエリアで見ますと作付をしている農地はないということですので影響はないと考えております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：先ほどの千田委員の質問に対する再質疑をしたいと思っておりますけれども、先ほど利活用の方法、確かに今までの説明は市、次が地域で3番目が民間で、実は民間なのだけでも、市が管理するから1番目というところになるということが、やはり私も初めて聞いた話だったので、それはきちんと今後の説明の仕方、私も住民の方から聞かれるとどのように説明していたもので、あくまでも民間会社が全てを取得するようなイメージで私も思っていたので、その辺は今後の説明にはそのような共通認識を持てるような説明をしていただきたいなというものと、実際に今でも学校校舎をそのまま利用して専門学校が入ったりとか更地にして高齢者施設が入ったりしているわけですけれども、あくまでも先ほど商工労働部長が言われたように、貸付けすることが条件で、最初に私が理解していたように、民間が全て取得するような方法は現段階の中ではこれまでも今後も全く考えていないということなのかどうかを確認したいと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：基本的に現在用途廃止した公共施設、条例を廃止したものの施設の活用については基本的な考え方は変わっていないということであります。

今まで財産の無償貸付等に関する条例というのがあるわけですが、こちらの条例に基づいて、例えば特別養護老人ホームを建設するとか、あるいは民間のほうで介護施設に利用したいとか、それに伴って売却をするとかそういったことについては基本的には今までどおりの検討を進めるということになります。

さらにその中でも私ども商工労働部が所管する普通財産として、産業用地としての選択肢もあるということで、それを今回1項目加わったというような位置づけになります。

現に、そちらの条例のほうで審議会を經由して、旧門崎小学校につきましては、株式会社門崎のほうに今、貸付けしているわけですが、こちらは別の財産の無償貸付等に関する条例の中で貸付けを行っているものでありますので、これは現状のままというようなことであります。

民間のほうでこれを譲渡したいというような話があった場合については、それはまた別に協議して地元の方々と協議していくことになろうかと思っております。

今、それを取得したいというようなニーズはそれほど多くはないというように考えておまして、学校跡地は結構な面積を有していますし、校舎がそのまま残っている場合

もございます。

そういったことから、これを民間の方が取得してそれを利活用していくというようなニーズそのものは今までちょっと手が出てこなかったというようなことであります。

そういったことから、今回、建物を利用しなくても、土地だけでも利用していった大丈夫ですというような方針転換をさせていただいて、貸すという方針を決めたということであります。

ちょっと前後しますけれども、今までの企業への貸付けについては、建物と土地を一体的に利用するという条件がつけられていたということでもあります。

ですから、建物を利用しないと貸付けを受けられないという足かせがあったものから、なかなか企業の引き合いがなかったという現状であります。

今回、この条件を撤廃するということで、6月通常会議での条例提案をさせていただきたいというように考えているところにございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：工業団地については、分譲、それから貸付けについては完了しましたということなのですが、企業から一関市のほうに進出したいという問合せはどれくらいあるのか、それともう一つは一関市のほうから企業へどのようなPRをしているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：企業のほうから一関市への立地についての問合せですが、現時点でちょっと資料はございませんが、岩手県を通して問合せをいただいております。

ただ、その中で企業からの条件につきましては1年以内に建物が建てられるところとか、そういった要件を付加されてくるものですから、問合せはあるのですが、なかなかその要件に合う工業団地がないというようなことで問合せに対してお応えできないというのが今の状況となっております。

その中で工業団地ではないのですが、空き地、空いている土地ですとかその民間事業者が撤退した建物とかそういったところについては、一部現地を見ていただいたりとか、そういったことをしているところもございます。

それから市としての企業へのアピールですが、現時点におきましては一関市に立地しております企業の親会社ですとか本社、こういったところを訪問いたしまして本社企業での動きですとか、関係企業での動きといったものを把握しながら該当するようなところがあれば、さらにそこに行くというようなこと、あとはやはり岩手県の東京事務所のほうからの情報等をいただきながら、そこで将来的にというようなところがあれば、県と一緒にその事業所に行くというのが現在のアプローチの仕方となっております。

問合せ件数につきましては、後で資料を出したいと思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：企業が撤退して建物が今使われないでそのまま残っているというところが何か所かあると思うのですが、そういったところへ企業を誘引するとか、そういったことはできないのでしょうか。

工業労政課長：撤退した企業ですので、市の所有物ではないのですが、民間所有の中で空いている工場とかというものも情報があるところがありますので、条件が合えば、規模ですとか、そういった中でお問合せいただいている企業との空いている建物の条件が合えば、そこで物件がありますというようなことを回答いたしまして現地を見ていただくというようなこともやっているところではあります。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終了します。

岡田委員。

岡田委員：質問ではないのですが、地元の意向調査が行われたということですので、ちょっとどこが所管しているか分からないのですけれども、資料提供をお願いしたいと思います。

委員長：今、岡田委員から発言ありましたけれども、資料として提供できるようなものがあるのかどうか。

今野商工労働部長。

商工労働部長：学校跡地のその地元の意向調査というのを一斉にやっているわけではないわけですし、それから現在所管しているのは教育委員会ということになります。

ですから、ちょっと常任委員会としての所管がどうなのかというところがありますし、私どもでその資料があるかどうかの存否について、今すぐ答えることがちょっとできないというのが現時点での回答になろうかと思えます。

委員長：今の件については後で事務局通じて調査をして、もしあればということで、教育委員会で持っているのかどうか含めて検討したいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で均衡ある働く場の確保についての調査を終わります。

次にその他について、当局から申出がありますので、説明をお願いします。

今野商工労働部長。

商工労働部長：お手元にお配りさせていただきましたが情報提供になります。

記者会見発表資料でございます。

新聞等で報道されたところではありますが、外国人市民等の支援本部を設置いたしました。

柱書きのところになりますが、本市に居住または通勤・通学する外国籍の住民を支援するため、次のとおり支援本部を設置しましたということで、設置日は5月15日、体制については本部長市長、副本部長副市長・教育長、その他庁議の構成職員で本部を設置しております。

3番の理由でございますが、居住する外国人でございますが、令和4年末で1011人。これは市の人口の約1%で盛岡市に次いで2番目に多くなっています。

近年は技能実習生の割合が高く、居住、通勤・通学等の外国籍の住民は今後ますます増加していくことが見込まれます。

市は外国人市民等が暮らしやすく仕事をしやすい環境を整備する必要があると考え、受入環境の改善、生活利便性の向上、コミュニケーションの支援、多文化共生の推進などを実施するため、一関市外国人市民等支援本部を設置いたしましたということです。

4番は支援本部の所掌事務ということであります。

米印ですが、6月以降について在留資格の制度や外国人市民等の現状を踏まえ、支援の検討を進め、順次実施していくという考えでございます。

簡単ですが情報提供をさせていただきました。

委員長：ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

岩淵委員。

岩淵委員：外国人の生活を支援することをぜひ進めていただきたいと思いますが、現在のところ一関市の中に国際交流協会という組織があって、そちらのほうにも市から補助金が出ているかと思いますが、その団体との連携の仕方をどのように進めていこうとしているのかお尋ねします。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：市内には国際交流協会ということで民間団体が活動されているというように承知しているところであります。

この民間団体につきましてはまちづくり推進部のほうで所管して、多文化共生を中心に事業を活用しているかと思っております。

今回、この支援本部が商工労働部の事務局ということで、指名があったとおり、多文化共生のほかに様々な働く外国人の方々の支援なども含めてその可能性を検討していこ

うという考え方でありますので、国際交流協会が所管している事務よりも広い範囲での支援を目指しているということでもあります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：広い範囲ということですが、私も国際交流協会の会員でもあるのですがそのコミュニケーションの日本語教室であったりとか行ったりしていますのでその辺の連携をぜひ進めていただければと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：当然、国際交流協会と連携をしないと支援というのはなかなか難しいものでありますし、現状把握そのものも国際交流協会のほうと連携を進めていきたいと思っています。

この本部の役割ですけれども、全体的な取りまとめということで各部がそれぞれやはり支援は実施していく必要があるというように市長から指示を受けているところであります。

ですから従来の市民サービス、日本国籍の方々に対する住民サービスに比べて、外国国籍を有している方の住民サービスが劣るところがないかというような点検を始めるところからスタートしているということでもあります。

日本人に届いている情報が外国人の方には届いていない情報があるのではないかと、そういった視点でありますので、いろいろな団体と交流しながらやっていきたいと思えますし、実際の支援は各部で実施していくというイメージでございます。

委員長：ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終了します。

次にその他、皆さんから何かございせんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で予定した案件の協議を終了いたします。

商工労働部長をはじめ、当局の皆さん本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午前11時08分 終了)